

■高浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

■高浜町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の基準を定める条例の一部を改正する条例

■高浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

■高浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに高浜町指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

Q この条例の本旨は。

A 今後、介護サービスの需要が増大することと、介護サービスの担い手不足が見込まれる中で、サービスの質を担保・確保しつつ、重要な働き方を可能にしていくことが今後重要であるという観点からの改正である。

Q 介護士の人材確保とその質の向上とあるが、給与面、保障面が重要であるが、どう考えているか。

A 令和6年度に就労奨励金という形で予算計上させて頂いた。事業者との話し合いの中で柔軟に対応していきたい。

Q 介護事業所の仕事範囲が広がるような改正もあるため、事業所が大変ではないか。

A 事業者の意見を聞きながら分析していきたい。